

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の3第1項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）、第6条（認定の申請）
審 査 基 準：運転免許取得者等検査の認定の基準は、別添1「運転免許取得者等検査（認知機能検査同等方法）の運用について（通達）」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第7号）及び別添2「運転免許取得者等検査（運転技能検査同等方法）の運用について（通達）」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第6号）のとおり。
標 準 処 理 期 間：20日
申 請 先：警察本部運転免許課
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：